

テレワーク導入支援事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

本事業では、情報通信技術を利用した在宅勤務型テレワークの導入等を検討する中小企業・小規模事業所等を対象とし、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家「テレワークアドバイザー」による企業等への派遣や電話等による相談対応を実施し、助言や情報提供を行うことにより、テレワークの導入等を促進し、多様な働き方の実現に寄与することを目的とします。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 テレワーク導入支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
- (3) 委託業務の内容 別添「テレワーク導入支援事業業務委託 仕様書」のとおり

3 委託上限額

5, 096, 300円【消費税及び地方消費税（税率10%）を含む】

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請によりすみやかに対処できる者であること。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、6 に定める企画提案資料を提出期限までに提出してください。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「テレワーク導入支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

- (1) 提出期限 令和3年5月12日(水) 15時【必着】
- (2) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
三重県雇用経済部 雇用対策課 働き方改革・勤労福祉班
- (3) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送による送付
(電子メール又はFAXでの提出は不可)
- (4) 受理の確認 企画提案書を郵送で提出する場合は、提出期限までに雇用対策課に到着するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類受理の確認をしてください。
- (5) 第1次審査(適否評価)の実施
実施日時 令和3年5月12日(水)
(ただし申込数が少ない場合は、第1次審査を省略することがあります。)
- (6) 第2次審査の実施
実施日時 令和3年5月20日(木) 午後(予定)
※プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へ、企画提案資料記載の連絡先へファクシミリ又は電子メールにて連絡します。
※提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、書面審査又はテレビ会議システムを利用して実施する場合があります。
- (7) 企画提案書の終了後の取扱い
提出された各企画提案資料の返還はいたしません。
- (8) 企画提案書の審査結果について
審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

6 提出を求める企画提案資料の内容

下記の(1)～(4)を1セットとし、9部(正本1部、副本8部)提出してください。また、(5)については、1部提出してください。

(1) 企画提案書

原則A4版・20頁程度・文字サイズ12ポイント以上で、様式は自由とする(長辺側を綴じてください)。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案を企画書にまとめて提出してください。

最優秀提案を提案いただいた事業者とは、企画提案書に記載された内容をもとに、協議のうえ委託契約を締結します。

<企画提案書記載内容>

業務実施の基本方針と業務の全体的な企画提案を記載してください。

①事業実施にあたっての基本的な考え方

三重県内の中小企業・小規模事業所等における、テレワークをはじめとする多様な働き方の実現に関しての課題認識や見識等について考え方をご記載ください。

②テレワークの導入に関する相談支援

相談の実施に関する基本的な考え方等をご提案ください。

具体的には、相談の受付方法・受付体制、相談にあたっての工夫や配慮することについて必ずご提案ください。

③テレワークアドバイザーの派遣

アドバイザー派遣の概要を示したうえで、基本方針・考え方等について記載し、コンサルティングの内容、仕様書において策定することを求めている「導入計画」のフォーマットの提案等、具体的な取組についてご提案ください。

コンサルティングの内容については、一社あたりのアドバイザー派遣回数と派遣回数ごとの支援内容を、例示として必ずご提案ください。

また、アドバイザー派遣にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として講ずる対策について、ご記載ください。

④取組実績動画の作成

動画の作成に関して、基本的な企画をご提案ください。

具体的には、動画に含まれる内容、動画のシナリオ作成にあたり工夫や配慮すること、撮影方法、撮影スケジュールについて必ずご提案ください。また、動画に出演するモデルとなる企業を選定するにあたっての基本的な考え方をご記載ください。

(2) 委託業務の執行体制

①業務実施スケジュール(工程表)

②業務体制（アドバイザーの選任にかかる考え方を含む）

(3) 見積書

委託事業の対象となる事業費は、本業務を実施するために必要な経費のうち、受託事業者の通常業務と区分して経理することが可能な経費とします。見積書の作成にあたっては、事業費及び消費税がわかるように区分して作成願います。

(4) 参考資料

その他、企画提案に関する有効な資料や団体概要及びパンフレット等、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付してください。

(5) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

(1) 目的合致

委託目的と提案内容が合致し、目的達成のために、具体的な提案となっており、さらに高い効果が期待できる内容であるか。

(2) 企画性

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。特に、テレワークアドバイザーの派遣内容について、具体的かつ効果的なアプローチが検討・工夫されており、企業のテレワークの導入に結びつく提案内容となっているか。

(3) 実施体制及び計画性

実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

(4) 専門性

テレワークをはじめとする多様な働き方の実現に関して、適切かつ十分な見識や実績を有し、テレワーク導入に向けての適切なアドバイスを実施することができ、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

(5) 経済性

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

8 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和3年4月27日（火）正午 まで

(2) 質問の提出

質問は文書（書式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとします。質問する場合は、項目16に記載の担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

（３）質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

（４）質問に対する回答

提出いただいた質問に対しては、電子メール、ファクシミリ、電話等のいずれかにより回答します。また、４月２８日（水）までに本企画提案コンペ公告（本ＨＰ）にて掲載します。

９ 委託契約締結に関する事項

（１）最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各１部必要になります。

※①、②にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（ＦＡＸ又はメール可）してください。

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したもの）の写し
- ② 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したもの）の写し

（２）契約方法に関する事項

- ① 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。
- ② 契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の額とします。ただし、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第１９９条１項の更生計画の認可又は民事再生法第１７４条１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の１００分の３０以上とします。

また、三重県会計規則（平成１８年６月１６日三重県規則第６９号、以下「規則」という。）第７５条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第７５条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去３年の間に当該契約と規模をほぼ

同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

③ 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

④ 契約は、三重県雇用経済部において行います。

10 監督及び検査

監督及び検査については、契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

11 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

(2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合には、概算払いをすることができるものとします。

12 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

① 断固として不当介入を拒否すること。

② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

③ 発注所属に報告すること。

④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とします。

(2) その他特記事項

- ① 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- ② 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- ③ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ④ 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部雇用対策課と協議しながら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとします。
- ⑤ その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ⑥ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

16 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 働き方改革・勤労福祉班 担当：高士、田中

TEL：059-224-2454 FAX：059-224-2455

E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp